

## 規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八

十五号）の一部を次のように改正する。

#### 「5 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づく個人  
1. 治療研究基礎資料として厚生労働省及び埼玉県に提供  
2. 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居先の  
引き継ぐこと  
3. 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する  
4. 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に  
回答を得ること  
に同意します。

※ 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支  
使用することはありません。

#### 「5 個人情報等に係る同意事項

本申請（申請書、診断書その他の添付書類）に基づ  
1 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居  
引き継ぐこと  
2 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関  
3 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給  
回答を得ること  
に同意します。

※ 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及  
使用することはありません。

#### 6 臨床調査個人票の研究等への利用に関する事項

別に定める「臨床調査個人票の研究等への利用に関  
 提出します。

個人情報及び調査結果等を  
すること  
都道府県又は指定都市に  
目的に使用すること  
関する事項の照会を行い  
給認定に関する目的以外に

個人情報及び調査結果等を  
先の都道府県又は指定都市に  
する目的に使用すること  
付に関する事項の照会を行い

ひき継ぐ。

び支給認定に関する目的以外に

する同意書」の提出について  
 提出しません。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。